



ゆう&あい

7月号
令和2年
6月24日発行

優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛

播磨町ボランティアセンター・播磨町善意銀行
発行所：社会福祉法人 播磨町社会福祉協議会 TEL079(435)1712

喜寿お祝い写真撮影希望者募集

播磨町社会福祉協議会では、9月の敬老月間に際し、喜寿を祝い、写真撮影を行い、記念として贈呈させていただきます。

【対象者】

播磨町在住の昭和18年1月1日から12月31日までにお生まれになられた方

【日時と撮影場所】

9月18日(金) 福祉しあわせセンター

9月23日(水) 野添コミセン

両日とも9時30分～11時



【申込方法】

はがき・メール・ファックスで、①～⑥までを記入の上、9月11日(金)までにお申し込みください。

記入事項：①郵便番号 ②住所 ③氏名
④生年月日 ⑤電話番号 ⑥希望場所

申込先

〒675-0147
加古郡播磨町南大中1丁目8-41
播磨町社会福祉協議会 宛
Fax 079-436-5610
Mail info@harima-wel.or.jp



ゆうあい園の新施設の建設工事が始まりました

ゆうあい園は、現在、南野添のゆうあいプラザにある障害者の通所施設で、播磨町社会福祉協議会が運営しています。現在は、施設分類でいうと就労継続支援B型で定員20名です。当会の理事会で複数の機能を持ち、もっとたくさんの方に利用していただける施設を建設することを決め、平成27年9月に西野添の土地を取得したことから、具体的な新築移転計画が始まりました。

新施設は、完成すると、現在の就労継続支援B型(定員20名から15名に)に、生活介護(定員20名)と短期入所事業(3床)を加えた多機能型施設に転換することとなります。

当会にとって、長年の懸案事項であり悲願であった新施設の建設がいよいよ始まりました。完成は本年12月の予定となっています。

今後とも、ご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。



地域包括支援センター 正規職員 募集

- 職種** 主任介護支援専門員 1名
- 職務内容**
 - ・高齢者や家族に対する総合相談
 - ・地域ケア会議や医療連携等に関する事業の企画・実施
 - ・地域の介護支援専門員への支援等の業務
- 応募資格**
 - ・主任介護支援専門員の資格を有する方
 - ・普通自動車運転免許証を有している方
 - ・ワード・エクセル等のパソコン操作できる方
- 勤務形態**

月曜日～金曜日 8時45分～17時20分
ただし、4週に1度 土曜日出勤あり
休日：日祝日・年末年始
- 給与**

基本給 月額210,800円～
期末手当・扶養手当・通勤手当 等あり
詳細の雇用条件は当社の規程に基づく

問合せ・申込み
播磨町社会福祉協議会
TEL 079-435-1712

地域包括支援センター 嘱託職員 募集

- 採用人数** 1名
- 職務内容**
 - ・要支援者に対するケアプランの作成
 - ・高齢者等に対する相談・援助等
- 応募資格**
 - ・介護支援専門員、社会福祉士または保健師のいずれかの資格を有する方(取得見込みの方は要相談)
 - ・普通自動車運転免許証を有している方
 - ・ワード・エクセル等のパソコン操作できる方

※採用日については相談可
- 勤務形態**

月曜日～金曜日 8時45分～17時20分
ただし、4週に1度 土曜日出勤あり
休日：日祝日・年末年始
- 給与**

基本給 月額180,000円
資格手当 15,000円～20,000円
※夏期・冬期の一時金制度、通勤手当、その他雇用条件は当会の規程に基づく

伝言板

このページに関する問合せは
播磨町社会福祉協議会
TEL.079-435-1712
E-Mail info@harima-wel.or.jp

おもちゃルーム “きらきら” いっぱいのおもちゃで遊ぼう 7月の開設日

- 日時 7月2日(木)・18日(土) 10時～12時
- 場所 播磨町福祉会館

心配ごと相談

秘密厳守

- 日時 毎週火曜日 13時～16時
- 場所 福祉しあわせセンター

法律相談

- 日時 7月7日(火) 13時30分～15時30分
- 高齢者や障害者の方のお金や財産の管理(成年後見制度)についての相談もお受けします
◎法律相談をご希望の方は、事前に心配ごと相談をお受けください。

知的障害者(児)相談

- 日時 第2火曜日 13時～14時30分
- 場所 播磨町福祉会館

認知症カフェ

認知症のある方、家族、友人、専門職など誰もが参加でき、お茶を飲みながら交流・楽しむ集う場です。
日時 7月11日(土) 13時30分～15時30分
場所 幸ばあちゃんの家
参加費 100円
問合せ・申込み 地域包括支援センター Tel079-435-1841

福祉相談

- 日時 7月15日(水) 13時30分～16時
- 場所 福祉しあわせセンター
民生委員・児童委員がご相談をお受けします。

困りごと相談

秘密厳守

- 日時 7月9日(木) 13時～15時
- 場所 福祉しあわせセンター
播磨町人権擁護委員がご相談をお受けします。

子育て相談

- 日時 7月27日(月) 13時30分～16時
- 場所 福祉しあわせセンター
主任児童委員がご相談をお受けします。

新型コロナウイルスの感染予防のため、参加者、人数の確認をしています。参加ご希望の方は、地域包括支援センターまでご連絡ください。

《事業》

令和2年度事業計画より抜粋

在宅福祉活動

★高齢者見守り給食サービス	町内に子どもが居住しない一人暮らし高齢者等に、毎週木曜日、夕食用のお弁当を配達
★介護用品の無料貸出	車椅子・ポータブルトイレ等の介護用品の無料貸出
★移送事業	移動に車椅子を必要とする方を対象に、病院への通院等の送迎
日常生活自立支援事業	判断能力に不安がある高齢者・知的障害者・精神障害者等の方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言、並びに手続き、費用の支払い等の援助
おもちゃルームきらきら	小学校低学年までの子どもと親を対象に、毎月第1木曜日と第3土曜日に、福祉会館において、子ども・親・ボランティア等のふれあいの場を提供
★喜寿お祝い写真贈呈事業	老人月間に際し、喜寿を祝い、記念として写真を贈呈
就労継続支援B事業所 ゆうあい園	知的障害のある方等、一人ひとりの能力に応じた作業指導、生活訓練を行なうとともに、基本的な生活習慣を養い、自立生活・集団へ参加ができるよう援助
寝具乾燥消毒サービス	寝具乾燥車を派遣し、対象者の使用する寝具類等を乾燥消毒
要約筆記者派遣事業	難聴者等の方を対象に社会生活上コミュニケーションを図ることが必要な場合に支援
手話奉仕員派遣事業	聴覚障害者等の方を対象に社会生活上コミュニケーションを図ることが必要な場合に支援
声の広報事業	町広報、社協だより、議会だよりなどの内容をCDに録音し、視覚障害者等の方へ情報提供
はつらつ広場事業	いつまでも「はつらつ」と暮らすことが出来るように、地域のボランティアと一緒に心身機能の向上と生きがいや役割を持って活動する参加型の介護予防事業

地域福祉活動

★ふれあい・いきいきサロン事業	自治会を実施主体に、自治会館等参加者が歩いていける場所を会場に、参加者とボランティアと一緒に内容を決め、共に運営していく仲間づくりの活動
各種団体への助成	各種団体・当事者組織に助成をし、自主的な活動を支援
福祉学習指定校	児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動への参加を促すことを目的に、福祉学習を支援
★社協だよりの発行	社協の事業・福祉サービス・福祉の動向等の情報を、住民に提供し、地域福祉の向上を図ることを目的に、毎月24日発行
★心配ごと相談所の開設	毎週火曜日13時から16時の3時間、福祉しあわせセンターにおいて、定期相談員により、住民より生活上の相談を受け、助言・援助
★法律相談所の開設	毎月第1火曜日の13時30分から15時30分の2時間、福祉しあわせセンターにおいて、兵庫県弁護士会より弁護士を派遣してもらい相談を実施
善意銀行の運営	地域住民の善意を発掘し、その高揚を図るとともに、善意による預託を受け、これを地域社会へ効果的に還元し、もって社会福祉の増進

ボランティアセンター

ボランティア養成講座の開催	一般住民を対象としボランティア養成講座
ボランティア連絡会、各ボランティアグループの支援	ボランティア連絡会への助成・各ボランティアグループの活動資材の整備・自主研修費の助成・研修会や活動に関する情報提供、助言
コーディネート事業	ボランティア活動希望者をボランティア登録し、関連のボランティアや市民活動団体との連携・協働を図り、活動先の斡旋

地域包括支援センター

①総合相談支援 ②権利擁護 ③介護予防ケアマネジメント ④包括的・継続的ケアマネジメント ⑤啓発活動

指定管理者制度による事業

播磨町デイサービスセンター	デイサービスセンターの管理・運営
播磨町福祉しあわせセンター	福祉しあわせセンターの管理・運営

★は社協会費が使われている事業

令和2年度 社会福祉協議会 会費のお願い

～ふれあい・語りあい・支えあいの地域(まち)づくり～

社協(社会福祉協議会)とは、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのために、住民の皆様・ボランティア・行政や他の福祉・保健機関と協力して、推進していく民間の組織(社会福祉法人)です。

▼社会福祉協議会の事業を支える会員

社会福祉協議会(以下「社協」という)の事業は、大きく分けると、①独自事業②受託事業になります。②の受託先の大半が播磨町で、本来、町が実施すべき行政サービスを、社会福祉法人である社協が代わりに行うもので、その費用はすべて行政からの委託金によって賄われます。地域包括支援センターやはつらつ広場事業等々です。①の独自事業は、

まさしく社会福祉協議会自ら計画し実施するもので、播磨町の住民の皆さんが、どのような状況になられても、安心して暮らしていくことを支えさせていただくものです。例えば、見守り給食サービス、移送事業、介護機器の貸出事業、ふれあい・いきいきサロン事業、介護保険サービス、ゆうあい園を代表的なとする障害福祉サービス等々です。この事業を支える財源は、一部、町等から補助をいただく事業もありますが、大半が、利用料や介護保険サービス等の報酬、赤い羽根共同募金の配分金、そして会員の皆様にご協力いただく社協会費です。

▼社協会員と社協会費

社協の目的は、播磨町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることです。社協の法律である定款の17条で、会員のことが明記されており、「目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする」となっています。会員が行う「必要な援助」というのは、社協が行う活動に

会員区分	年会費	備考
普通会員	500円	播磨町に在住する住民
特別会員	5,000円	法人・商店または団体

参加・参画していただくことが1つであり、もう1つがその活動を支える財源を支援するということがあります。つまり、これが社協の会員となり会費を負担するということです。社協会費が増えると社協活動の拡充と社協の自主性・主体性の強化につながっていきます。趣旨ご理解の上、どうぞご協力をお願いいたします。

Q 会費って、どんなことに使われるの?

- A
- 見守り給食サービス事業
 - ふれあい・いきいきサロン事業
 - 移送事業
 - 介護機器の貸出事業
 - 心配ごと相談所・法律相談事業
 - おもちゃルーム
 - 地域での見守り・支え合いに関する事業
 - 喜寿お祝い写真贈呈事業
 - 広報啓発活動

